

令和 3 年 1 月 8 日

保護者 様

小林市立東方中学校
校長 外 赤 隆 志

緊急事態宣言に伴う学校対応について（お知らせ）

県知事の「緊急事態宣言」を受け、小林市教育委員会より新型コロナウイルス感染症に関する通知がありました。

このことを受け、当面の間、本校では生徒の**学びの保障**や**心身の健康を保つため**に、下記のとおり対応しますのでお知らせします。

つきましては、保護者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力・ご支援をお願いいたします。

ご質問等ございましたら、学校に電話（23 - 3613）いただくか、担任を通してお知らせください。

記

1 学校の対応について

- 緊急事態宣言の期間も学力保障をするために**通常登校**とします。
- マスク着用、手指消毒及び健康チェックの徹底、3密（**密・麁・密**）を作らないようにします。
 - ・登下校は必ずマスクを着用し、学校到着後すぐに手洗いと消毒を行い、健康チェックカードを提出させ、点検します。（養護教諭を中心に生徒・教職員の健康状況を把握し、気になる生徒は面談をする）
 - ・暖房、加湿器を適切に活用するとともに、常時窓を開けて換気を行います。
- 授業では、グループによる向かい合っの対話的学びは当面行いません。
具体的には、音楽等で合唱やリコーダー等は当面行いません。また、生徒同士が近距離で活動する実験や観察、密集してする運動は行いません。
- 給食は今まで通り、座席を全員が前を向いた姿勢でしゃべらずに食事を摂らせます。
- 部活動は、当面の間、中止とします。

2 家庭での対応について

- 健康観察（検温とチェック項目）を確実にを行い、普段と違う健康状態の場合は健康カードに明記してください。発熱、味覚・臭覚異常などの症状がある場合は、自宅で休養をとり、必要に応じてかかりつけ医の診断を受けてください。（裏面参照）
- 保健所等から濃厚接触者として判断された場合は、指示に基づき行動をしてください。
- 全国的に家庭内感染も広がっていることから、家庭内においても新しい生活様式に基づいた行動をお願いします。（裏面参照）
- 当面の間、不要不急の外出を控えてください。

3 その他

- 新型コロナウイルスなどの感染症に関するいじめや人権に関わる中傷などがないように指導しております。新型コロナウイルス感染症に罹患した方々が一刻も早く回復し、元の生活に戻れることを願います。また、地域のために全力で尽力いただいている医療従事者、エッセンシャルワーカー等、一人一人の行動に敬意を忘れず、私たちも行動していきましょう。

（問合せ先）
小林市立東方中学校
教頭 田中美津技
TEL. 23-3613

家庭内のできる感染予防 ～大切な人を守るために～

主な感染経路は、「飛沫感染」と「接触感染」。家庭内での感染を防ぐため、予防を徹底しましょう。

◎飛沫感染: 大声で話した時に出るつばや、咳、くしゃみなどに含まれたウイルスを吸い込むなど

◎接触感染: つばや排泄物がついた手で周りのものを触った後に、他の方がそこを触り、口や鼻を触ると粘膜から感染するなど

◆必ずしていただきたいこと

- 「親しき仲にもマスクあり！」…十分な距離がとれない時はマスクを着けましょう。
- こまめな手洗い…接触感染を防ぐため、外出後、食事の前、トイレの後など。
- こまめな換気…屋内では空気の出入口を2か所設け、空気の流れを作る工夫を。
- 共有部分(ドアノブ、手すり、スイッチ)の消毒
- タオルや歯磨き粉などの共用を避ける
- 食べ物や飲み物、食器の共用は避ける

◆していただきたいこと

- 適度な湿度(50～60%)を保つ
- 可能であれば、食事の時間や場所を分ける

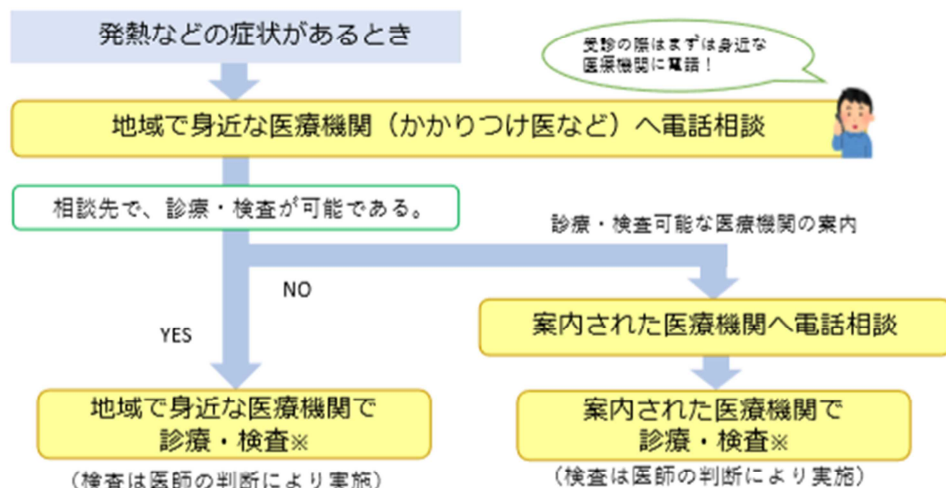


◆遠方から帰省されたご家族と過ごすときの感染予防

- 家庭内での感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討しましょう
- 帰省される方は、帰省される前の一週間、可能であれば2週間は、大人数での会食は控えましょう
- 高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方と会う時は、必ずマスクを着用するなど特に感染予防に留意しましょう

発熱等の症状のある方の相談・受診について

～季節性インフルエンザの流行期に備えて～



※ 発熱や咳などの症状がある場合は、1日相談センターへ電話相談をお願いします。

新型コロナウイルス感染症等相談センター

電話番号 0985-78-5670

※「診療・検査医療機関」は、検査（検体採取）を地域外来・検査センターなどに依頼することもあります。

新型コロナウイルス感染症
(検査結果が後日になることもあります。)

陰性

医療機関から指示があれば従ってください。

陽性

医療機関が「陽性」をお伝えします。その後、保健所からも連絡がありますので、自宅等で待機して、保健所職員の指示に従ってください。

宿泊施設等で療養

入院治療

季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザと診断された場合は医師の指示に従ってください。

県民の皆さまへ 出来る限り、平日の昼間に相談・受診していただきますようお願いします。